

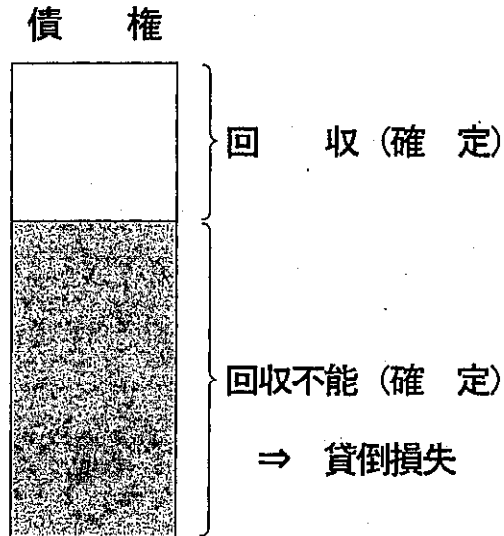
法人税(不良債権)関係資料

目 次

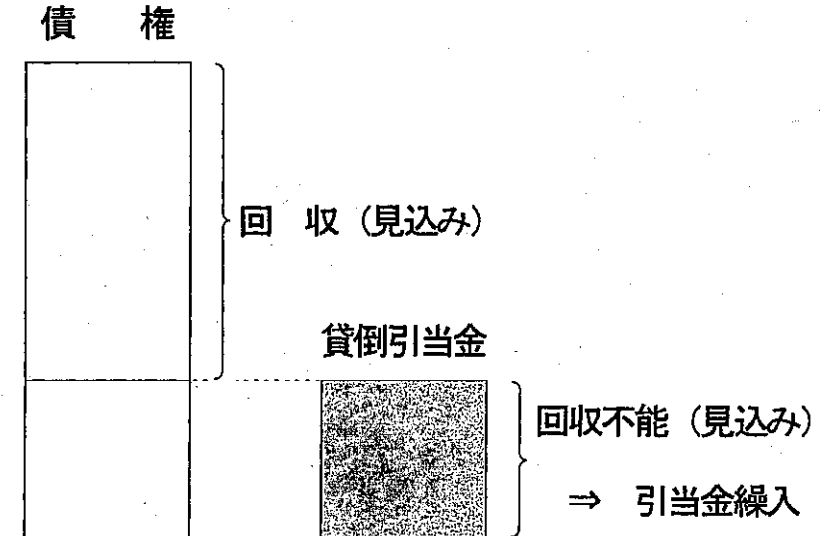
1. 不良債権の直接償却と間接償却	1
2. 貸倒引当金制度の概要	2
3. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	3
4. 不良債権の処理(償却)の方法	4
5. 事前相談の状況等	5
6. 税効果会計に係る会計基準について	6
7. 繰延税金資産について	7

不良債権の直接償却と間接償却

〈直接償却〉



〈間接償却〉



[損失確定の判定基準]

- 法律上の貸倒損失（基通9-6-1）
会社更生法、民事再生法等に基づく金銭債権の切捨て
- 事実上の貸倒損失（基通9-6-2）
債務者の資産状況、支払能力等からみて全額回収不能
- 形式上の貸倒損失（基通9-6-3）
売却債権について取引停止又は最後の弁済から1年以上経過

（参考）関係会社の整理・支援（基通9-4-1, 9-4-2）
解散等に伴う損失負担等／合理的な再建計画に基づく債権放棄等

[損失見込の計算方法]

- 一部回収不能見込金銭債権 —— 個別評価
回収不能見込額
- その他の金銭債権 —— 一括評価
期末金銭債権×貸倒実績率

貸倒引当金制度の概要

〔繰入限度額〕

- ① 個別評価金銭債権（一部回収不能見込金銭債権）
…… 回収不能見込額
- ② 一括評価金銭債権（売掛債権等）
…… 期末一括評価金銭債権の簿価に貸倒実績率を乗じて計算した金額

〔貸倒実績率〕

$$\frac{\text{前3年の貸倒損失等の合計額} \times \frac{12}{\text{各事業年度の月数の合計}}}{\text{前3年の期末一括評価金銭債権の簿価の合計額} \div \text{各事業年度の数}}$$

（中小法人の特例）

- ・ 資本金1億円以下の法人は、貸倒実績率に代えて次の繰入率によることができる。

（繰入率）

① 卸売業、小売業	10/1,000
② 製造業	8/1,000
③ 金融保険業	3/1,000
④ 割賦販売小売業、割賦購入あっせん業	13/1,000
⑤ その他の事業	6/1,000

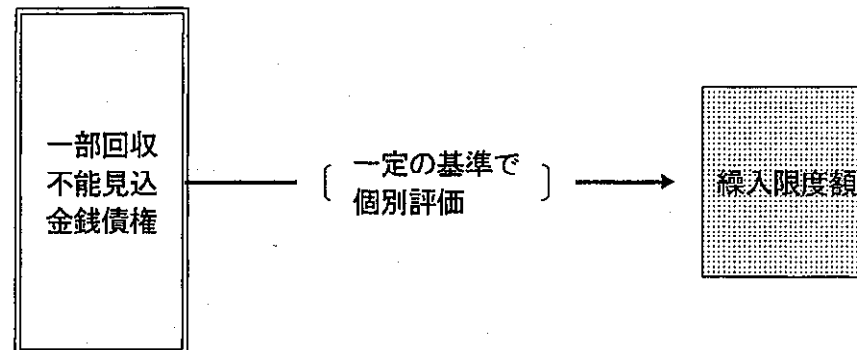
（法定繰入率の廃止に伴う経過措置）

- ・ 平成10年度から平成14年度までの間は、経過措置による繰入率によることができる。

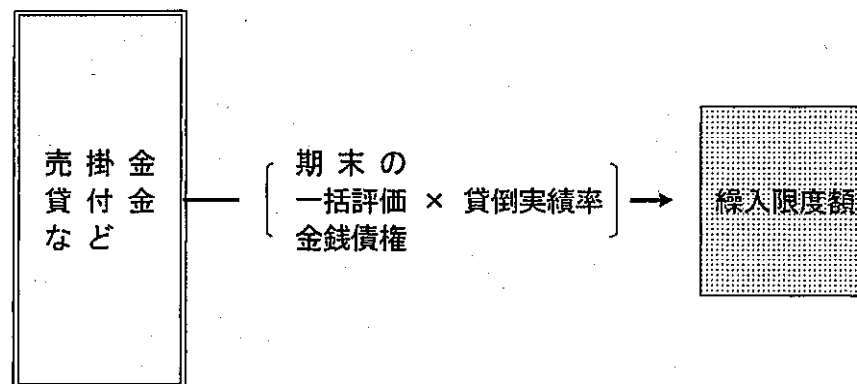
〔取崩し〕

翌期に全額を取り崩して、益金に算入する。

〔個別評価金銭債権〕



〔一括評価金銭債権〕



(参考)

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

個別評価金銭債権に係る引当金の計上が認められる場合	繰入限度額
債務者が次の事由に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合 ① 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定 ② 民事再生法の規定による再生計画認可の決定 ③ 破産法の規定による強制和議の認可の決定 ④ 商法の規定による特別清算に係る協定の認可 ⑤ 商法の規定による整理計画の決定 ⑥ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの - ロ 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当該者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの	その事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額以外の金額（取立て等の見込みがあると認められる部分を除く。）
債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、事業に好転の見通しが立たないこと、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたこと等の事由が生じていることにより、個別評価金銭債権の一部の金額について取立て等の見込みがないと認められる場合	その取立て等の見込みがないと認められる金額
債務者について次の事由が生じている場合 ① 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て ③ 破産法の規定による破産の申立て ④ 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て ⑤ 手形交換所による取引停止処分	個別評価金銭債権の額（実質的に債権と認められない金額及び取立て等の見込みがあると認められる部分を除く。）の100分の50に相当する金額
外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権について、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合	個別評価金銭債権の額（実質的に債権と認められない金額及び取立て等の見込みがあると認められる部分を除く。）の100分の50に相当する金額

不良債権の処理（償却）の方法

	処理（償却）の方法			損失・費用の内容	参考条文等
A	回収が不能となった債権額を帳簿上減額し、その減額した分を貸倒損失として損失に計上する方法（直接償却）			法的整理等による金銭債権の消滅・全額回収不能の場合の損失計上	法22③（損金の意義） 法基通9-6-1、9-6-2
B	子会社や取引先等の債務者を整理・再建させるため、債権放棄、追加支出等を整理損又は支援損として計上する方法（直接償却）			金銭債権が貸倒れの状態に至っていない場合の債権放棄等による損失計上等	法37⑦（寄附金） 法基通9-4-1、9-4-2
C	不良債権を第三者に売却し、売却損を計上する方法			売却損	法22③（損金の意義）
D	債権額は帳簿上残しておき、回収不能見込額を貸倒引当金勘定に繰り入れ、その繰入損を損失として計上する方法（間接償却）	個別引当	債務者ごとに回収不能見込額を見積計上	回収不能見込額の見積計上	法52①（貸倒引当金） 法基通11-2-1 （税務上は貸倒引当金を計上し、会計上はオフバランス化する方法（部分直接償却）を含む。）
		一括引当	過去3年間の貸倒実績率による繰入れ		法52②（貸倒引当金）

事前相談の状況等

○ 再建支援等に係る相談体制

子会社や取引先等の債務者を整理・再建させるために、損失負担、債権放棄又は無利息貸付等を行った場合の税務上の取扱いについての事前相談に応じるため、国税局に相談窓口を設置している。

【相談窓口】

各国税局の審理課（官）（沖縄国税事務所にあっては法人課税課又は調査課）

【相談を受けて処理した件数】

平成14年6月末現在 約740件（相談窓口を設けた平成4年9月からの累計）

○ 不良債権処理に関する文書回答等

税効果会計に係る会計基準について

○ 税効果会計の目的

企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関する金額を課税標準とする税金（法人税等）の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする。

（注）法人税等…法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税（所得を課税標準とするものに限る。）

○ 税効果会計の仕組み

- ・ 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額（一時差異）に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

（注）一時差異には、一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つもの（将来減算一時差異）と、一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つもの（将来加算一時差異）とがある。

- ① 将来減算一時差異等の例…貸倒引当金等の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、繰越欠損金
- ② 将来加算一時差異の例…固定資産の圧縮積立額、租税特別措置法上の各種準備金

- ・ 貸借対照表上は、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上し、損益計算書上は、これらの差額を法人税等調整額として計上する。

○ 税効果会計の強制適用

証券取引法の規定による「財務諸表」及び「連結財務諸表」については、税効果会計を適用して作成しなければならないとされている。

○ 税効果会計の導入状況

12年度末現在 77,631社（平成12年度法人企業統計年報／財務省）

繰延税金資産について

